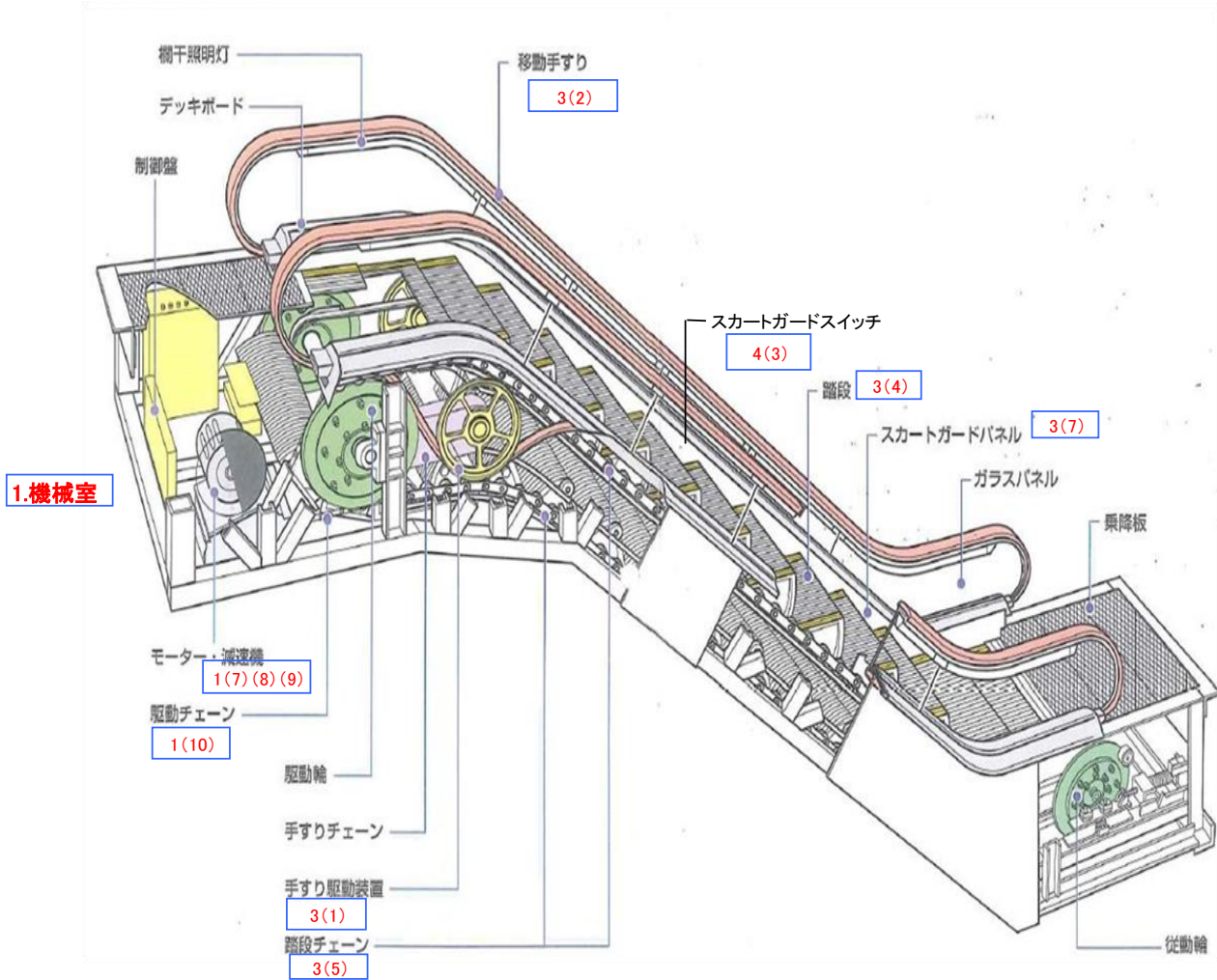


数字が入る箇所は規程値内の数字であることを確認すること。
また、抹消線が入る箇所も記入漏れがないよう注意すること。

エスカレーターの構造



(業務基準書2016年 P486参照)

1(1)機械室内の状況の判定基準

①昇降機と関係のない設備等があること又は定期検査若しくは定期点検に支障が生じている場合は要是正となる。

②機器の作動に影響を及ぼすおそれのある汚損がある場合は要是正となる。

表1

1(8)ブレーキ:非常停止時の階段停止距離測定

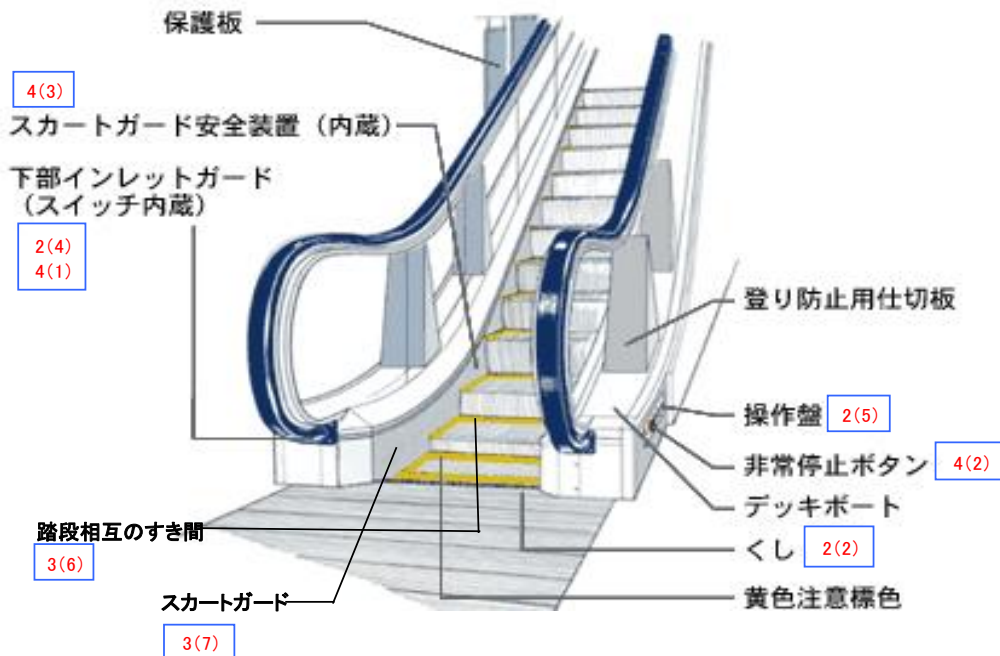
定格速度と停止距離	
定格速度	停止距離の範囲(S)
15 m/min	25 ≤ S ≤ 600
27 m/min	81 ≤ S ≤ 600
30 m/min	100 ≤ S ≤ 600
40 m/min	178 ≤ S ≤ 600
45 m/min	225 ≤ S ≤ 600

		昇降機番号		検査結果			担当 検査者 番号
番号	検査項目	指摘 なし	要重点 点検	要是正	既 存 不 適 格		
(10)	駆動鎖の張りの状況 イ.製造者が指定する 要是正となる基準値 (mm・%) mm・% ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要是正となる基準値 (mm・%)						
	スプロケットと駆動鎖のかみ合いの状況 適・否						
	駆動鎖の伸び イ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ロ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 要是正となる基準値						
	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ イ.構造上対象外 ロ.製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%) ハ.やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm・%) 要是正となる基準値 (mm・%)						
	二.歯面を目視により確認 給油の状況 適・否						
(11)	階段反転装置						
2	昇降口						
(1)	ランディングプレート						
(2)	くし板						
(3)	くし板及び階段のかみ合い						
(4)	インレットガード						
(5)	昇降起動スイッチ						
(6)	警報及び運転休止スイッチ						
(7)	速度 (定格速度: m/min)	上昇 m/min 下降 m/min					
3	中間部						
(1)	ハンドレール駆動装置						
(2)	ハンドレール						
(3)	内側板						
(4)	階段						
(5)	階段レール又はローラー					H12.06.01	
(6)	階段鎖、ベルト又は 階段相互のすき間	階段鎖の給油の状況	適・否				
		ベルトの劣化の状況	適・否				
		階段相互のすき間	mm			H12.06.01	
(7)	スカートガード	5mm以下				H12.06.01	
4	安全装置					S56.06.01	
(1)	インレットスイッチ						
(2)	非常停止ボタン					S56.06.01	
(3)	スカートガードスイッチ						
(4)	階段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ						
(5)	階段浮上り検出装置						
(6)	駆動鎖切断時 停止装置	作動の状況	適・否				
		可動部の状況	適・否				
		設定の状況	適・否				
(7)	ハンドレール停止検出装置						

1(10)駆動鎖の判定基準

(業務基準書2016年版 P493～495参照)

	検査方法	判定基準	
		要是正	要重点点検
駆動鎖の張りの状況	鎖を揺らし、その振幅を測定する。	振幅が基準値から外れていること	—
スプロケットと駆動鎖とのかみ合いの状況	目視及び聴診により確認する。	スプロケットと駆動鎖とのかみ合いに異常があること。	—
駆動鎖の伸び	駆動鎖の伸びのを測定する。	駆動鎖の伸びが要是正となる基準値を超えていること。	駆動鎖の伸びが要重点点検となる基準値を超えていること。
駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれ	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれを測定し、又はスプロケットの歯面を目視により確認する。 [構造上対象外] とは 駆動スプロケットと従動スプロケットの芯が常に一定となる案内構造等により、駆動鎖の交換時又は張力調整時に芯ずれが生じないことから、芯ずれの調整が不要なもの (業務基準書2016年版 P621～622 国住指第2606号 参照)	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要是正となる基準値を超えていること又はスプロケットの歯面に傷若しくは欠損があること。	駆動スプロケットと従動スプロケットの芯ずれが要重点点検となる基準値を超えていること。
給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。	—



4(2) 非常停止ボタン	必須
4(4) 踏段鎖安全スイッチ又はベルト安全スイッチ	
4(6) 駆動鎖切断時停止装置	

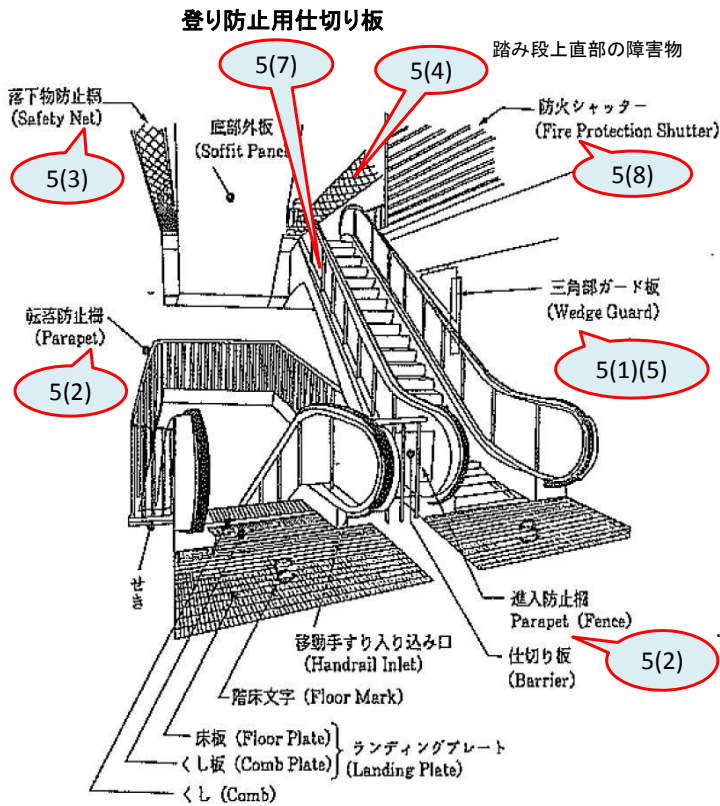
番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既存 不適格	
5	安全対策 (平成24年版基準書P345～参照)				H12.06.01
(1)	交差部固定保護板		—		
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵		—		
(3)	落下物防止網		—		
(4)	踏段上直部の障害物		—		
(5)	交差部可動警告板		—		
(6)	踏段面注意標識		—	—	
(7)	登り防止用仕切板		—		
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置		—	—	
6	その他				
(1)	車いす搬送用踏段		—	—	
7	上記以外の検査項目				

特記事項					
番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善 (予定) 年月
5(1)	交差部固定保護板	設置構造上不要	安全対策が不要な場合の記入例		
5(3)	落下防止網	設置構造上不要			
5(7)	登り防止用仕切板	設置構造上不要			
	進入防止柵等の設置が必要であるが、当初から設置されていない場合の記入例				
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	エスカレーターとエスカレーターとの間が200mm以上あるが進入防止柵等が設置されていないため子供の進入の恐れがある。		不適合ではないが安全性を向上させるために、進入防止(板)柵の設置の検討	

検査項目の判定結果で要是正・要重点点検は必ず記入する。また既存不適格も記入する。

改善策の内容を具体的に記入する。

要是正で改善予定がない場合は、なぜ予定がないのか理由を簡潔に記入することが望ましい。



設置されているものに対する検査項目

5.安全対策(設置事例)	
(1)	交差部固定保護板
(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵
(3)	落下防止網
(4)	踏段上直部の障害物
(5)	交差部稼働警告板
(6)	踏段面注意標識
(7)	登り防止用仕切板
(8)	防火区画を形成するシャッター又は戸との連動停止装置

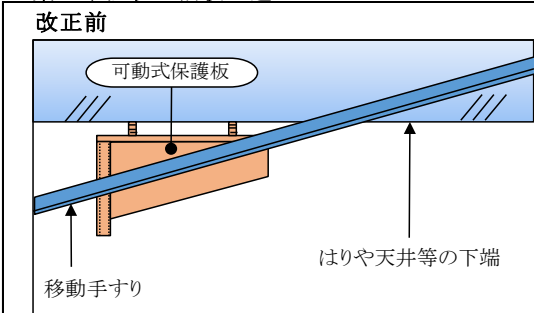
「注意」: 上記安全対策項目中(2)(3)(4)(5)(7)で、破損等何らかの不備がある場合は**要是正(既存不適格)**となる。**ただし、神奈川県は要是正となる。**

図 エスカレーターの建物側の安全施設

固定保護板と可動警告板の相関関係

5(1) 固定保護板	○ (有)	○ (有)	× (無)
5(5) 可動警告板	○ (有)	× (無)	× (無)

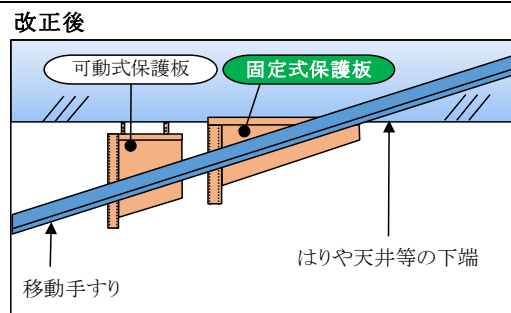
建築基準法改正前後の違い



「可動式保護板」は吊り下げて取り付けられているため、左右に振れます。ご利用者の挟まれ事故を完全に防止できる構造となっております。

記入例

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
5(1) 固定保護板			○	○
5(5) 可動警告板				



「固定式保護板」は、はりや天井に固定するため、左右に振れません。ご利用者ののはさまれ事故を防止できる構造としております。また、「可動式警告板」の取り付けにより、ご利用者に三角部への接近を警告し、さらに安全性を向上します。

記入例

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
5(1) 固定保護板	○			
5(5) 可動警告板	○			

記入例

	指摘なし	要重点	要是正	既存不適格
5(1) 固定保護板				
5(5) 可動警告板				